

令和2年度第4回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和2年9月1日（火）午後2時30分～午後5時

場 所：生駒市役所 4階 402会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 杉浦総務部長、飯島総務課長、立田総務課課長補佐、
大石総務課法制係長、葛葉総務課係員

会議内容：

1 令和2年度第3回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和2年7月分）

（事務局） 資料2～4で説明。今回は13件の要望等記録があり、10件が個人から、3件が公職者からのものとなっている。不当要求行為が疑われるという報告はなかった。

（委員） No.18について、コロナ対応として検温した方がよいのではという要望だが、市役所で実施するのは難しいのか。

（事務局） サーモグラフィーを設置すると職員を配置しなければいけないため、現実的には難しい。

（委員） 職員への感染防止として来庁者の検温をした方がいいのではないかと。もし熱のある来庁者がいた場合別室で対応することは難しいか。

（事務局） 庁内でも様々な議論はしていて、例えば附属機関の会議の際、委員の方々に検温をお願いする等の対応はできる。ただ、不特定多数の方に対して行動に制限をかけるのはなかなか難しい。窓口に来ている方で体調がすぐれない方がいれば非接触型の体温計が庁舎にあるので検温し、一時的に休憩してもらうことはできる。ただ、専用室を設けるのは難しい。コミュニティセンター等では出入口に非接触型の体温計と赤外線のカメラを設置する予定にしている。

（委員） No.19について、要望等の内容として何をどうして欲しいと言われているのか。

（事務局） ごみ集積所の場所の移設の申出書の様式のことをおっしゃっていて、ごみ集積所の移設の届け出を自治会長が単独で出すのではなく、近隣住民や当該地域の班長の連名も取ることが必要なのではないかという要望である。ただ、担当課としては、自治会内で調整し、近隣住民の了解を得た上で自治会長が提出していただくものであるという認識のため現在の様式を継続すると要望者には文書で伝えている。

（委員） No.20について、内容を見ると不当要求行為のように感じる。

（事務局） 担当課としては、よくある電話での苦情として受け取ったようである。

（委員） No.21～No.25についても不当要求行為ではないだろうか。

（委員） 放課後等デイサービスの支給量を生駒市では個人の状況によって10日から23

日の範囲で取り扱っていると伝えているようだが、なかなか理解してもらえないのか。

(事務局) 指定特定相談支援事業所が放課後等デイサービス事業所を決め打ちしているのはおかしいのではないかとというのが要望者の主張であると思う。

(委員) No. 22 について、事実確認とは何について言っているのか。

(事務局) 要望者は、相談事業所がサービスのプランを立てる際に支給量を 10 日に制限しているのではないかと。また、特定の放課後等デイサービス事業所ばかりを紹介しているのではないかとこのことを言ってこられていたため、そのことについて指定特定相談支援事業所に事実確認したということである。なお、支給決定はあくまでも市が行うとのことである。

(委員長) No. 20 から No. 25 については、不当要求行為の可能性ありとして報告をしてもらうのが適当な事例である。

(委員) No. 26 について、会所柵とはどういったものか。

(事務局) 写真で説明。会所柵内のスクリーンが外れていたため、外側にスノコを設置した。

(委員) No. 27 について、柵の設置を自費でしてもらおうと回答したのはなぜか。

(事務局) 下水道工事の際の柵の設置は必要ないとのことだったため、工事竣工後の柵設置は自費で行ってもらおう旨回答した。

(委員) No. 30 について、その後どうなったか。

(事務局) 顧問弁護士に相談し、わずかな段差ということなので、市の施設の瑕疵にはならないのではないかとこのことである。

(委員) 瑕疵のあるなしに関わらず、保険で対応するのではないかと。

(事務局) 指定管理者が加入している保険での対応は行っていて、要望者には見舞金が支払われるが、治療が長引いているため保険の対象期間を超えての治療費を要望されている。施設に瑕疵があれば損害賠償金を支払うが、瑕疵がないとのことなので、見舞金でしか払えないということである。

3 その他

・次回の会議は、9月23日（水）14時30分から開催

[配布資料]

[資料1] 令和2年度第3回法令遵守委員会会議録（案）

[資料2] 法令遵守推進制度の運用状況表

[資料3] 要望等記録一覧表（令和2年7月分）

[資料4] 要望等記録票兼報告書（令和2年7月分）

[新聞記事]